

報告案件 1	伊勢都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)の変更案について	P 1～6
報告案件 2	伊勢都市計画特定用途制限地域の変更案について	P 7～13

第61回都市計画審議会で御報告したとおり、伊勢広域環境組合ではごみ処理施設整備事業に基づき、施設の建替えを進めています。市としては昭和48年11月12日に都市計画決定された伊勢広域清掃工場について、新たに都市計画決定の区域を追加する手続きに併せ、特定用途制限地域の変更手続きを進めています。

■都市計画手続き及び環境影響評価について (参考資料参照)

都市計画手続き及び環境影響評価の流れを示したものになり、赤色の部分が現在手続きを行っているところになります。

■図書の修正について (報告案件P 5 参照)

第61回伊勢市都市計画審議会で報告させていただいた内容から一部変更がありました。環境への影響について、理由書に黄色く着色した部分を追加しました。

なお、P 1～4、P 6～13については、第61回伊勢市都市計画審議会の資料から変更はありません。

■都市計画案の縦覧について (参考資料参照)

伊勢都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)の変更につきまして、次のとおり都市計画案を縦覧します。

- ・案縦覧期間 令和3年11月24日(水)から令和4年1月13日(木)
- ・縦覧場所 都市計画課、各総合支所生活福祉課、豊浜支所、伊勢図書館  
小俣図書館、伊勢広域環境組合業務課

■スケジュール (報告案件P 6 参照)

今後のスケジュールにつきましては次の通りになります。

内 容	時 期
第59回都市計画審議会 事前説明	令和2年4月28日
素案の縦覧	令和2年6月1日から7月15日
公聴会	令和2年7月29日
第61回都市計画審議会 経過報告	令和2年8月4日
事前協議	令和3年8月
第64回都市計画審議会 案報告	令和3年10月7日
案の縦覧	令和3年11月24日から令和4年1月13日
第 回都市計画審議会 審議	令和4年10月予定
県協議	令和4年11月予定
変更告示	令和4年12月予定

## 報告案件3 伊勢広域環境組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書について

P14~21

環境影響評価は三重県環境影響評価条例の規定により、環境に与える影響を事前に調査・予測・評価するものです。

また、環境影響評価準備書は、方法書で示した調査・予測・評価の手法に則り、現況の環境調査の結果や新施設が環境に与える影響の予測結果、環境保全のための対策検討、それらを踏まえた環境影響の評価結果等を取りまとめたものです。

### ■環境影響評価の選定項目 (報告案件P15 参照)

1. 環境影響評価の選定項目については、三重県環境影響評価技術指針に基づき、事業特性と地域特性から評価項目を選定しました。
2. 概要版では選定した項目のうち、一部の環境影響評価の結果について記載しており、全ての結果は11月に公表する準備書の本編に記載します。

### ■環境影響評価の結果 (報告案件P16~21 参照)

環境影響評価の結果については、影響要因を施設の稼働、施設の存在等、関係車両の走行に大別した上で、緑色の「環境要素」ごとに示しています。

また、調査・予測・評価の項目について、「調査」を黄緑色、「予測」を水色、「評価」を赤色で示しています。

## 1. 施設の稼働

### (1) 調査・予測結果

- ①大気質については、四季の調査により現況濃度を確認し、計画地での1年間の風向・風速の調査結果、煙突高さや排ガス量など施設計画条件より、新施設の排ガスが周辺の大気に与える影響を予測しました。なお、将来濃度はいずれの物質においても、赤色で示す環境基準等に比べ十分に小さい値であることを確認しました。(報告案件P16~17 参照)
- ②騒音、振動については、施設条件等から予測した敷地境界における最大値が赤色で示す規制基準を下回ることを確認しました。(報告案件P18 参照)
- ③低周波音については、類似施設の調査結果と同程度になると予測しました。
- ④悪臭については定量下限値未満又は微量であり、類似施設と同程度になると予測しました。
- ⑤地下水及び地盤は、周辺の井戸水位の調査や地質調査結果から現況と同程度であると予測しました。(報告案件P19 参照)
- ⑥土壌については、大気質調査の結果からダイオキシン類が土壌中に沈着する影響を一般大気と排ガスのそれぞれで予測しました。なお、将来濃度は、赤色で示す環境基準等に比べ十分に小さい値であることを確認しました。(報告案件P19 参照)
- ⑦廃棄物等については、新施設の計画条件から処理後の焼却灰及び焼却飛灰は、全量を再資源化することを確認しました。(報告案件P19 参照)

⑧温室効果ガス等については、ごみの焼却等による二酸化炭素排出量を算出し、売電により電力を供給された側で削減される二酸化炭素排出量を削減量として予測しました。(報告案件 P20 参照)

## (2) 評価結果

予測の結果として、施設の稼働による環境影響は小さく、環境影響が事業者の実行可能な範囲内のできる限り回避・低減が図られていると評価しています。

(報告案件 P20 参照)

## 2. 施設の存在等

### (1) 調査・予測結果

①陸生動物・陸生植物・生態系については、施設周辺の調査によりいくつかの注目種を確認しましたが、環境保全措置を行うことにより影響は小さいと予測しました。

(報告案件 P20 参照)

②景観については、フォトモンタージュにより現況と将来を比較し、計画地の周辺景観と調和した景観を形成するものと予測しました。

(報告案件 P21 参照)

## (2) 評価結果

予測の結果として、施設の稼働による影響と同様に施設の存在等による影響は小さく、環境影響をできる限り回避・低減が図られていると評価しています。

(報告案件 P21 参照)

## 3. 関係車両の走行

### (1) 調査・予測結果

①大気質、騒音、振動について、関係車両の台数が現況とほとんど変わらないことから、現況と同程度と予測しました。

## (2) 評価結果

評価結果として、施設の稼働、存在等による影響と同様に施設の存在等による影響は小さく、環境影響をできる限り回避・低減が図られていると評価しています。

(報告案件 P21 参照)

## ■全体スケジュール

ごみ処理施設整備事業のスケジュールについて、以下のとおりお示しします。なお、「令和2年4月の第59回伊勢都市計画審議会 事前説明案件」に記載したスケジュールと比較し、供用開始時期を1年間延期する内容となっています。これは、同規模施設建設の実績のあるメーカーを対象に行ったアンケート結果から、働き方改革の影響を踏まえ、施設整備に関する期間が1年間延長したことによるものです。

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
基本計画	→							
環境影響評価	→							
事業者選定		→						
施設整備			→					
供用開始								→

※既存施設の解体は、計画施設の供用開始後行う予定です。